

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		栃木市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成の決定
根拠法令等及び条項		栃木市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業実施要綱 第5条、第10条、第11条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業実施要綱 第5条、第10条、第11条
	参考事項	
	設定等年月日	令和8年2月19日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業実施要綱抜粋 (助成の決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、栃木市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成決定(却下)通知書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による助成の決定を受けた者(以下「受診者」という。)に対して初回産科受診券兼報告書(別記様式第3号)(以下「受診券」という。)を交付するものとする。</p> <p>(償還払いによる助成)</p> <p>第10条 市長は、第4条の規定による申請をせずに妊娠判定のために産科医療機関を受診した助成対象者が当該受診に係る初回産科受診料を支払った場合において、特別の事情があると認めるときは、当該支払額に相当する額(1回の妊娠判定につき1万円を限度とする。)を助成することができる。</p> <p>2 前項の規定による助成を受けようとする者(以下「償還払申請者」という。)は、栃木市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成申請書(償還払い用)(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、受診日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 産科医療機関が発行した妊娠判定結果が確認できる書類</p> <p>(2) 初回産科受診料を支払ったことが確認できる書類</p> <p>(3) 振込先口座が確認できる書類</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否及び</p>	

助成額を決定し、栃木市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成決定（却下）通知書（償還払い用）（別記様式第6号）により当該償還払申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による助成の決定を受けた者に対し、助成金の支給を行うものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、第5条又は前条第3項の規定による助成の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたことが判明したときは、助成の決定を取り消し、及びその者から既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。